

登園許可書が必要な感染症の感染しやすい期間と登園のめやす

感染症名	感染しやすい期間	登所のめやす
麻疹(はしか)	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱) (アデノウイルス感染症)	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 など)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登所可能である)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
髄膜炎菌性髄膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に揭示できない感染症については(—)としている。

保護者様

保育園等は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症にかかった時は症状が重くならないように療養し、周囲へ感染症拡大防止の為に登園をご遠慮

頂いております。保育園等での集団生活が可能な状態に回復までされましたら、下記の「登園可能証明書・登園届」をご持参のうえ、登園下さいますようお願いいたします。

①登園可能証明書	②登園届
医師の証明が必要	医師の診断に従い、保護者の届けが必要
麻疹（はしか）	インフルエンザ
風しん	新型コロナウイルス
水痘（みずぼうそう）	溶連菌感染症
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	マイコプラズマ肺炎
結核	手足口病
咽頭結膜熱（プール熱）	伝染性紅班（リンゴ病）
流行性角結膜炎	ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウィルス等）
百日咳	ヘルパンギーナ
腸管出血性大腸菌感染症（O157.O26.O111等）	RSウイルス感染症
急性出血性結膜炎	带状疱疹
髄膜炎菌性髄膜炎	突発性発疹

ご依頼

主治医様

集団生活可能な状態に回復しましたら、下記①の感染症について証明をお願い致します。

（保育園等では、上記①の感染症について医師の証明、②の感染症については医師の診断に従い保護者より登園届を頂いております。尚、インフルエンザ【様式1】、新型コロナウイルス【様式2】の提出も併せてお願い致します。

✂切り取り✂

①登園可能証明書（医師の証明）

②登園届（医師の診断に従い、保護者の届け）

}

どちらかに○印を記入

保育園長 宛て

児童名： (生年月日 年 月 日)

病名：

集団生活に支障がない状態に回復致しましたので 年 月 日から登園可能です。

園児の健康状態等について、主治医に連絡することを同意します。

年 月 日

医療機関名：

医師名（①の場合のみ）：

保護者名（②の場合の）：

【様式1】 登園届（インフルエンザ用）（保護者記入）

保育園長様

児童名

令和 年 月 日 医療機関名：「 」において、
インフルエンザ（ A ・ B ・ 不明 ）と診断されました。

「発症した後、5日経過していること」「熱が下がった後、3日間経過していること」を
みたし、児童の健康が回復したため、登所します。

※ 発症日は0と数えます。無症状の場合は、診断日が発症日となります。

日にち	発症日								
	／	／	／	／	／	／	／	／	／
熱が下がった 日に○									

保護者氏名 印またはサイン

キリトリセン

【記入例】 以下は日数計算の例ですので参考としてください。

発症後、最低5日間は登所出来ません。									
	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日にち	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18
熱が下がった日に ○		○	解熱 1日目	解熱 2日目	解熱 3日目		登所 可能		
	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日にち	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18
熱が下がった日に ○					○	解熱 1日目	解熱 2日目	解熱 3日目	登所 可能
熱が下がった後、3日を過ぎるまで登所できません。									

※ 解熱の現象がみられた日は機関に算定せず、その翌日を1日目とします。

【様式2】 登園届（新型コロナウイルス感染症用）（保護者記入）

保育園長様

児童名

令和 年 月 日 医療機関名：「 」において、新型コロナウイルス感染症と診断されました。

「発症した後、5日経過していること」かつ「症状が軽快した後1日を経過していること」をみたし、児童の健康が回復したため、登所します。

※ 発症日は0と数えます。無症状の場合は、診断日が発症日となります。

日にち	発症日								
	/	/	/	/	/	/	/	/	/
症状が軽快した日に○									

保護者氏名

印またはサイン

キリトリセン

【記入例】 以下は日数計算の例ですので参考としてください。

発症後、最低5日間は登所出来ません。									
	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日にち	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18
症状が軽快した日に ○		○	1日目				登所可能		
	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日にち	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18
症状が軽快した日に ○						○	1日目	登所可能	
症状が軽快した後1日を経過するまで登所できません。									

※ なお、「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。